

周南市中心市街地活性化基本計画



平成25年3月

平成25年3月29日認定
平成26年3月28日変更
平成27年3月27日変更
平成28年3月15日変更
平成29年3月24日変更

周南市

－はじめに－



中心市街地は、多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育んできた「まちの顔」であり、これまで地域の経済及び社会の発展に大変重要な役割を果たしてきました。

しかし、モータリゼーションの進展、郊外大型商業施設の進出、消費行動の多様化等の社会経済情勢の変化により、主に地方都市で中心市街地における商業機能の空洞化等が深刻な状況となっています。

本市におきましても、平成 11 年に旧徳山市が策定しました、旧中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画のもと、様々な取組を行ってまいりましたが、依然として中心市街地の衰退が進んでいます。

市民の生活と交流の場である中心市街地が、地域における社会的・経済的・文化的活動の拠点としてふさわしい魅力を備えることが、中山間地域等も含めた本市全体の持続的な発展に寄与することから、中心市街地における都市機能の増進や経済活力の向上に取り組むマスタープランとして、新たな基本計画を策定し、本年 3 月 29 日付けで内閣総理大臣による認定をいただきました。

今後は、民間と行政がより一層の連携を図りつつ、本基本計画に掲載しております諸事業を着実に取り組み、中心市街地の活性化を推進し、ひいては本市全体の活力に繋げていきたいと考えておりますので、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画を策定するにあたりまして、周南市中心市街地活性化協議会委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様、関係各機関から貴重な御意見、御提案を賜りましたことに対し、心から御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

周南市長 木村 健一郎

目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 周南市の概況	1
(1) 位置・地勢	1
(2) 沿革	2
(3) 産業	2
[2] 中心市街地の概況	4
(1) 中心市街地の概要	4
(2) 中心市街地周辺の主な地域資源	5
(3) 中心市街地の人口等	11
(4) 中心市街地の交通等	17
(5) 中心市街地の商業等	25
(6) 中心市街地の観光・イベント	33
(7) 中心市街地の土地利用状況等	36
[3] 旧中心市街地活性化基本計画の検証	41
(1) 旧基本計画の概要	41
(2) 旧基本計画の進捗状況	43
(3) 旧基本計画の検証と今後の課題	46
[4] 中心市街地に対するニーズ等	47
(1) 中心市街地活性化の必要性	47
(2) 徳山駅及びその周辺に関するアンケート調査	48
(3) 中心市街地来街者アンケート調査	54
(4) 景観に関するアンケート調査	58
(5) 中心市街地来街者ニーズ調査	59
(6) 近鉄松下百貨店利用客アンケート調査	63
[5] 上位計画による周南市中心市街地の位置づけ	67
[6] 中心市街地の現状分析と課題	71
(1) 周南市中心市街地の現状分析	71
(2) 中心市街地活性化に向けた課題	73
[7] 中心市街地活性化の方針	74
(1) 中心市街地におけるまちづくりの理念	74
(2) 中心市街地活性化の基本方針	75
2. 中心市街地の位置及び区域	76
[1] 位置	76
[2] 区域	77
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	78
3. 中心市街地の活性化の目標	85
[1] 周南市中心市街地活性化の目標	85
[2] 目標達成に向けた事業展開	86
[3] 計画期間及び目標年度の考え方	87
[4] 数値目標の設定とその考え方	87

[5] 具体的な目標数値	90
(1) 中心商店街等の新規出店数	90
(2) 歩行者等通行量	92
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	101
[1] 市街地の整備改善の必要性	101
[2] 具体的事業の内容	102
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	102
(2) 認定と連携した支援措置	102
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	110
(4) 国の支援がないその他の事業	110
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	112
[1] 都市福利施設の整備の必要性	112
[2] 具体的事業の内容	113
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	113
(2) 認定と連携した支援措置	113
(4) 国の支援がないその他の事業	115
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	116
[1] 街なか居住の推進の必要性	116
[2] 具体的事業の内容	117
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	117
(2) 認定と連携した支援措置	117
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	117
(4) 国の支援がないその他の事業	117
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	119
[1] 経済活力の向上の必要性	119
[2] 具体的事業等の内容	120
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	120
(2) 認定と連携した支援措置	120
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	124
(4) 国の支援がないその他の事業	124
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	133
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	133
[2] 具体的事業の内容	134
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	134
(2) 認定と連携した支援措置	134
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	139
(4) 国の支援がないその他の事業	139

9.	4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	142
	〔1〕市町村の推進体制の整備等	142
	〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	142
	〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	149
10.	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	150
	〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	150
	〔2〕都市計画手法の活用	150
	〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	151
	〔4〕都市機能の集積のための事業等	152
11.	その他中心市街地の活性化のために必要な事項	154
	〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	154
	〔2〕都市計画との調和等	157
	〔3〕その他の事項	157
12.	認定基準に適合していることの説明	158